



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 税理士に対する損害賠償請求事件

### ～ 遺留分減殺請求中の相続税申告と小規模宅地等の特例 ～

今回は、相続税の申告手続において、税理士の善管注意義務違反が認められた事例をご紹介します。  
(平成30年2月19日東京地裁・一部認容 TAINSコード・Z999-0172)

#### <事案の概要>

亡Aの相続人である原告は、Aの遺言により、その財産全部を相続するとされた者であり、被告弁護士は遺言執行者に指定された者である。被告税理士は、法定相続人らの共同相続であることを前提に申告したが、その後、原告は、F税理士に依頼して、自身が遺産全部を相続したことを前提とする更正の請求を行った。本件は、原告が、相続税申告手続において、被告らに善管注意義務違反があり、これにより損害を受けた旨を主張して、債務不履行に基づく損害賠償金等の支払を求めた事案である。

#### <裁判所の判断>

- 1 相続税申告書が提出された時点では、Aの全財産を原告が相続するものとされる一方、相続人B及びCからは遺留分減殺請求がされており、申告期限が切迫しつつある状況にあったこと、相続財産中には小規模宅地等の特例の適用対象となり得る不動産が含まれていたことなどの事情が認められる。
- 2 そのような状況下において相続税申告業務を行う税理士は、①小規模宅地等の特例を適用することなく法定相続分に従った共同相続として申告を行い、同時に「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出することにより、後日の更正請求を可能にしておく、②遺留分減殺請求を考慮することなく遺言により全財産を相続したものとして申告し、小規模宅地等の特例を適用した上で、遺留分減殺が解決した後に更正請求をする、のいずれかの方法を選択することになるものと解され、被告税理士は①の方法を選択したものと考えられる。
- 3 遺留分減殺請求権者であるB及びCとの間で従前から対立状態があった中で、上記①の方法を選択し、両名分の相続税を相続財産から支出した場合、遺留分減殺の解決が長期化すればその間は本来原告が負担すべき税額を超えた支出状態が継続することになる可能性がある上、B及びCから更正請求についての協力を得られないなどの事態も想定されたと考えられる。上記事実関係の下では、①の方法は②の方法と比較してリスクが高かったというべきであり、これを採用するのであれば、当該リスクの存在について十分に説明した上で原告の同意を得て行う必要があったというべである。
- 4 原告は、法定相続人らの共同相続として申告され、一定額の相続税を納付するとの内容の申告書に押印しており、その内容も一定程度は把握していたものと認められる。もっとも、遺留分減殺請求がされている状況下における相続税申告を共同相続として行うか否か、申告時において小規模宅地等の特例を適用するか否か、その適用の有無により課税額にどのような差異が生じるのかなどの点は、いずれも専門的知見に基づく判断を要するものであり、特段の知識を有していない一般人である原告においては、専門家である被告税理士の作成した申告書の当否につき独自に判断することは困難と考えられるし、上記①の方法を採用することによるリスクの存在及び内容等について十分な説明がされていたとも認め難いのであるから、上記押印の事実から直ちに、原告が上記①の方法を採用することに同意していたものと認めることはできない。
- 5 以上の事実関係の下では、被告税理士が上記①の方法を採用したことは不適切であり、相続税申告手続を受任した税理士としての善管注意義務に違反する行為であったというべきである。

…………… (税法データベース編集室 市野瀬 香子)

◇以上の判決について詳細(全文・A4判9頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第320号(令和2年3月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628